



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月20日金曜日 第1880号

◇ 目次 ◇

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則... 812

告 示

- 液化石油ガス販売事業者の認定..... 819
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）..... 819
- 保安林予定森林..... 820
- 建設業者の許可の取消し..... 821
- 公有水面埋立免許の出願..... 821
- 公共測量の実施の通知..... 822
- 道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）..... 822
- 道路の供用開始（県道宿毛津島線）..... 823
- 開発行為に関する工事の完了..... 823

- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正..... 823
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正..... 823

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 824
- 危険物取扱者法定講習会の実施..... 824

教育委員会告示

- 愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... 825

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 825

規 則

○愛媛県規則第30号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月20日

愛媛県知事 加戸守行

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助の条件）</p> <p>第2条 知事は、第1条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。</p> <p>(1) 貸付けの対象、貸付金の種類、限度、貸付方法、利率償還方法等貸付けに関する業務の方法について、別表第1から別表第4までの基準によること。</p> <p>(2) 更生資金（生業費に限る。）、福祉資金（住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）を譲り受けるのに必要な経費に係る福祉費に限る。）及び長期生活支援資金の貸付けの決定に当たっては、社会福祉協議会役員及び職員、民生委員、関係行政機関の職員、医師、弁護士、不動産鑑定士、愛媛県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の委員、学識経験者等をもつて構成する貸付審査等運営委員会に諮ること。</p> <p>(3) 別表第1及び別表第2に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「更生資金等貸付事業」という。）、別表第3に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「離職者支援資金貸付事業」という。）並びに別表第4に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「要保護世帯向け長</p>	<p>（補助の条件）</p> <p>第2条 知事は、第1条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。</p> <p>(1) 貸付けの対象、貸付金の種類、限度、貸付方法、利率償還方法等貸付けに関する業務の方法について、別表第1から別表第3までの基準によること。</p> <p>(2) 更生資金（生業費に限る。）、住宅資金</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>及び長期生活支援資金の貸付けの決定に当たっては、社会福祉協議会役員及び職員、民生委員、関係行政機関の職員、医師、弁護士、不動産鑑定士、愛媛県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の委員、学識経験者等をもつて構成する貸付審査等運営委員会に諮ること。</p> <p>(3) 別表第1及び別表第2に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「更生資金等貸付事業」という。）並びに別表第3に規定する貸付金に係る生活福祉資金貸付事業（以下「離職者支援資金貸付事業」という。）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

期生活支援資金貸付事業」という。)について、それぞれ特別会計を設けること。

(4) 更生資金等貸付事業、離職者支援資金貸付事業又は要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業を廃止したときは、別に定めるところにより、補助金(事務費を除く。)を返還すること。

(5) 省略

(報告書の提出)

第4条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、更正資金等貸付事業、離職者支援資金貸付事業及び要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業について、それぞれ事業年度ごとに貸付業務成績書、特別会計歳入歳出決算書、事務費歳入歳出決算書その他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなければならない。

別表第1(第2条関係)

生活福祉資金(長期生活支援資金、離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金を除く。)の貸付基準

(1) 貸付対象

1 更生資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。

ア 低所得世帯(資金の貸付けに併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるものをいう。以下この表において同じ。)

イ 障害者世帯(2イに規定する障害者の属する世帯をいう。)

2 福祉資金及び療養・介護等資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げるものとする。

ア 低所得世帯

イ 障害者世帯(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下この表において「身体障害者」という。)、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(療養・介護等資金(介護等費に限る。))にあつては、これと同程度と認められる者を含む。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(療養・介護等資金(介護等費に限る。))にあつては、これと同程度と認められる者を含む。)(以下この表においてこれらの者を「障害者」という。)の属する世帯をいう。以下この表において同じ。)

ウ 高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)の属する世帯をいう。以下この表において同じ。)

3 修学資金、緊急小口資金及び災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得世帯とする。

(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

_____について、それぞれ特別会計を設けること。

(4) 更生資金等貸付事業又は離職者支援資金貸付事業 _____を廃止したときは、別に定めるところにより、補助金(事務費を除く。)を返還すること。

(5) 省略

(報告書の提出)

第4条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、更正資金等貸付事業及び離職者支援資金貸付事業 _____

_____について、それぞれ事業年度ごとに貸付業務成績書、特別会計歳入歳出決算書、事務費歳入歳出決算書その他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなければならない。

別表第1(第2条関係)

生活福祉資金(長期生活支援資金及び離職者支援資金 _____を除く。)の貸付基準

(1) 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、更生資金にあつては低所得世帯(資金の貸付けに併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるものをいう。以下同じ。))又は障害者世帯(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障害者」という。)、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下これらの者を「障害者」という。)の属する世帯をいう。以下同じ。))とし、福祉資金及び住宅資金にあつては低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)の属する世帯をいう。以下この表において同じ。))とし、修学資金、緊急小口資金及び災害援護資金にあつては低所得世帯とし、療養・介護資金にあつては低所得世帯又は高齢者世帯とする。

(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間（据置期間を除く。）	据置期間
1 省略					
2 福祉資金	(1) 福祉費 ア～ウ 省略 工 住宅を増築し、 改築し、拡張し、 補修し、保全し、 又は公営住宅を 譲り受けるのに 必要な経費 オ 省略 カ アからオまで に掲げるものの ほか、帰省用費 用、年金の掛金等 低所得世帯の日 常生活上一時 的に必要であると 認められる経費		500,000円以内	3年以内。ただし、住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅を譲り受けるのに必要な貸付けにあつては、7年以内	6月以内
	(2) 障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費		1,200,000円以内	6年以内	同上
	(3)・(4) 省略				
3 省略					
4 省略	(1) 省略				

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間（据置期間を除く。）	据置期間
1 省略					
2 福祉資金	(1) 福祉費 ア～ウ 省略 工 省略 オ アから工まで に掲げるものの ほか、帰省用費 用、年金の掛金等 低所得世帯の日 常生活上一時 的に必要であると 認められる経費		500,000円以内	3年以内	6月以内
	(2) 障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費		800,000円以内	6年以内	同上
	(3)・(4) 省略				
3 住宅資金	住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な経費		2,500,000円以内	7年以内	同上
4 省略					
5 省略	(1) 省略				

	な経費 (1)・(2) 省略			円を超 える貸 付けに あつて は、8 月以内	
	(3) 省略				
	(4) その他前3号 に掲げるものと 同等のやむを得 ない事由による とき。				
6	省略				

(3) 省略

(4) 貸付利子

据置期間後年3パーセントとする。ただし、修学資金及び療養・介護等資金の貸付金については、無利子とする。

(5)~(9) 省略

別表第2(第2条関係)

長期生活支援資金の貸付基準

(1) 省略

(2) 貸付期間

貸付元利金(貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。)が貸付限度額に達するまでの期間とする。

(3) 貸付限度額

借入申込者が現に居住している建物及び土地(以下この表において「本件不動産」という。)のうち、土地(以下「本件土地」という。)の評価額に基づき定める額とする。ただし、1月当たりの貸付額は、原則として30万円以内とする。

(4) 省略

(5) 貸付元利金の償還期限

資金の貸付けに係る契約(以下この表において「貸付契約」という。)の終了時とする。

(6) 貸付利子

1 各単位期間(初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。)中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日(当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日)の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。

2 省略

(7)~(14) 省略

別表第3(第2条関係)

離職者支援資金の貸付基準

(1)~(8) 省略

(9) 延滞利子

1 資金の貸付けを受けた者(以下この表において「借受人」という。)が定められた償還期限までに償還金を支払わなかったときは、当該償還期限の翌月の初日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限ま

	な経費 (1)・(2) 省略				
	(3) 年金、保険、公 的給付等の支給 開始までの生活 費が必要なとき。				
	(4) 省略				
7	省略				

(3) 省略

(4) 貸付利子

据置期間後年3パーセントとする。ただし、修学資金及び療養・介護資金の貸付金については、無利子とする。

(5)~(9) 省略

別表第2(第2条関係)

長期生活支援資金の貸付基準

(1) 省略

(2) 貸付期間

貸付元利金(貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。)が貸付限度額に達するまでの期間とする。

(3) 貸付限度額

借入申込者が現に居住している建物及び土地(以下この表において「本件不動産」という。)のうち、土地(以下「本件土地」という。)の評価額に基づき定める額とする。ただし、1月当たりの貸付額は、原則として30万円以内とする。

(4) 省略

(5) 貸付元利金の償還期限

資金の貸付けに係る契約(以下この表において「貸付契約」という。)の終了時とする。

(6) 貸付利子

1 各単位期間(初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。)中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日(当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日)の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。

2 省略

(7)~(14) 省略

別表第3(第2条関係)

離職者支援資金の貸付基準

(1)~(8) 省略

(9) 延滞利子

1 資金の貸付けを受けた者(以下この表において「借受人」という。)が定められた償還期限までに償還金を支払わなかったときは、当該償還期限の翌月の初日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限ま

でに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 省略

(10)・(11) 省略

(12) 連帯保証人

1 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を立てるものとする。ただし、借入れの予定総額が120万円を超える場合であつて、連帯保証人になろうとする者が次のいずれにも該当するときは、2人とする。この場合においては、原則として他の借受人の連帯保証人となつている者を連帯保証人とすることはできない。

ア・イ 省略

2 省略

でに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 省略

(10)・(11) 省略

(12) 連帯保証人

1 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を立てるものとする。ただし、借入れの予定総額が120万円を超える場合であつて、連帯保証人になろうとする者が次のいずれにも該当するときは、2人とする。

ア・イ 省略

2 省略

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付基準

(1) 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 資金の貸付けを受けようとする者（以下この表において「借入申込者」という。）が単独でおおむね500万円以上の資産価値の居住用不動産（借入申込者の配偶者と連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）を所有していること。

イ 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。

ウ 借入申込者及びその配偶者が原則として65歳以上であること。

エ 借入申込者の属する世帯が、この制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関（生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）が認めた世帯であること。

(2) 貸付期間

貸付元利金（貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下この表において同じ。）が貸付限度額に達するまでの期間とする。

(3) 貸付限度額

借入申込者が現に所有している居住用不動産（以下この表において「本件不動産」という。）の評価額の7割（集合住宅の場合にあつては、5割）を標準として定める額とする。ただし、1月当たりの貸付額は、当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額の範囲内とする。

(4) 貸付方法

原則として1月ごとに交付する。

(5) 貸付元利金の償還期限

資金の貸付けに係る契約（以下この表において「貸付契約」という。）の終了時とする。

(6) 貸付利子

1 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。

2 貸付利率は、年度ごとに、年3パーセント又は当該年度の4月1日（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）における銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定める率とする。

(7) 延滞利子

1 資金の貸付けを受けた者（以下この表において「借受人」という。）が定められた償還期限までに償還金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるとき、及び償還のためにする本件不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

2 1により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(8) 償還の担保措置

1 借入申込者は、社会福祉協議会のために本件不動産に根抵当権を設定し、登記をするものとする。

2 社協会長は、保護の実施機関が、本制度の利用について、推定相続人（借入申込者の相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下この表において同じ。）に対し必要な説明を行い、本制度の利用についての同意を得ることを求めるものとする。契約期

間中に借受人に新たな推定相続人が生じた場合も同様とする。

(9) 貸付決定後の措置

社協会長は、資金の貸付けの可否及び資金の貸付けを決定した場合には、貸付条件について保護の実施機関に通知するものとする。

(10) 不動産の再評価

1 社協会長は、単位期間ごとに本件不動産の再評価を行うものとする。

2 1にかかわらず、社協会長は、滅失、損壊その他の事由によつて本件不動産の価値が著しく減少したおそれがあると認めるときは、本件不動産の再評価を行うものとする。

3 社協会長は、本件不動産の再評価を行った場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し貸付限度額の変更を求めるとともに、保護の実施機関に通知するものとする。

(11) 契約の終了

1 貸付契約は、次のいずれかの事由が生じた場合に終了する。ただし、アについては、(12)の規定に基づく貸付契約の継承が行われた場合は、この限りでない。

ア 借受人（連帯借受人がいる場合は、借受人及び連帯借受人）が死亡したとき。

イ 社協会長が貸付契約を解約したとき。

ウ 借受人が貸付契約を解約したとき。

2 貸付契約が終了したときは、社協会長は、保護の実施機関に通知するものとする。

(12) 貸付契約の承継

1 借受人が死亡した場合であつて、次のいずれにも該当するときは、借受人の配偶者は、借受人の死亡後3月以内に限り、保護の実施機関に届け出た上で社協会長に対し貸付契約の承継を申し出ることができる。

ア 原則として配偶者が従来借受人と同居していたこと。

イ 配偶者が本件不動産を単独で相続し、かつ、登記していること。

ウ 原則として配偶者が本件不動産に引き続いて居住する予定であること。

エ 借受人に係る貸付元利金が、2に基づく本件不動産の再評価により算定した貸付限度額に達していないこと。

2 社協会長は、貸付契約の承継の申出があつたときは、本件不動産の再評価を行うものとする。

3 社協会長は、貸付契約の承継を決定したときは、当該申出をした配偶者と貸付契約の承継に係る契約を締結し、保護の実施機関に通知するものとする。

(13) 償還金の支払猶予

1 借受人が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人の申請に基づき借受人に対し償還金の支払を猶予することができる。

2 借受人が死亡した場合であつて、その配偶者から承継の申出があつたときは、貸付契約の承継を決定するまでの間、当該配偶者の申請に基づき償還金の支払を猶予することができる。

3 償還金の支払を猶予した場合であつても、借受人が破産手続開始等の申立てを受け、又は破産手続開始等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。

(14) 償還金の支払免除

やむを得ない理由により償還金を支払うことができなくなつたと認められるときは、当該償還金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

(15) 費用負担

本件不動産の評価（再評価を除く。）、担保物件の登記（変更登記を除く。）に係る費用は保護の実施機関が負担するものとし、再評価に係る不動産の評価、担保物権の変更登記、本件不動産の処分その他の貸付契約に係る費用は社会福祉協議会が負担するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（以下「改正後の規則」という。第2条第1号、第3号及び第4号、第4条並びに別表第4の規定は、平成19年4月1日から適用する。

3 改正後の規則第2条第2号、別表第1第1号、第2号及び第4号の規定は、平成19年4月1日以後に貸付決定される福祉資金、療養・介護等資金及び緊急小口資金について適用し、同日前に貸付決定された福祉資金、住宅資金、療養・介護資金及び緊急小口資金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1268号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規程により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 日 年 月 日
今治立花農業協同組合	小 川 晴 夫	今治市北鳥生町三丁目3番14号	平成19年 7月5日

○愛媛県告示第1269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更事項に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
コープ今治	今治市馬越町四丁目甲306番地1他	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前9時から午後9時45分まで	平成19年 7月31日	平成19年 7月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時15分まで	午前8時30分から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
Aコープハトマート北条	松山市北条辻445番3他	大規模小売店舗の名称	ハトマート北条	Aコープハトマート北条	平成18年 4月1日	平成19年 7月2日
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	えひめ中央農業協同組合ほか2者	株式会社エーコープえひめほか1者	平成18年 4月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
コープ東本	松山市東本一丁目5-5	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前9時から午後9時45分まで	平成19年7月31日	平成19年7月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後9時まで	午前6時から午後9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1272号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市津島町増穂乙1202の2、乙1205の2、乙1212、乙1224の4、乙1228、乙1229、乙1240の1、乙1241から乙1243まで、乙1249の1、丁488の1、丁488の3、丁489の1、丁489の2、丁490、丁491の1、丁491の2、丁497から丁499まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1273号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年7月20日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-14)第1468号	平成14年9月19日	双岩土建(有)	井上 健治	八幡浜市若山4-190	平成19年6月4日	土木工事業	建設業の廃止
(般-16)第2721号	平成17年2月6日	登尾鉄工(株)	登尾 昌弘	新居浜市多喜浜6-3-21	平成19年6月4日	とび・土工工事業 塗装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第4725号	平成14年7月6日	大西産業(有)	大西 奨	四国中央市豊岡町長田17-23-25	平成19年6月4日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-18)第6571号	平成18年12月25日	山本建設	山本 明	北宇和郡鬼北町大字小倉2345-2	平成19年6月7日	土木工事業	建設業の廃止
(般-14)第1904号	平成14年11月1日	竹嶋建設	竹嶋 幸雄	松山市小栗5-4-15	平成19年6月11日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第12758号	平成14年8月3日	今治断熱	山西 信二	今治市小泉4-10-33	平成19年6月11日	熱絶縁工事業	建設業の廃止
(般-18)第14750号	平成18年6月14日	(有)ムラケン	村上 清治	今治市玉川町大野甲71-4	平成19年6月11日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特-14)第4916号	平成14年10月12日	(有)三原建設	三原 辰也	宇和島市祝森甲3326	平成19年6月12日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 ほ装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第10210号	平成18年7月17日	光和商事(有)	石川 敏子	四国中央市妻鳥町1846-2	平成19年6月12日	電気工事業	建設業の廃止
(般-15)第14046号	平成15年6月24日	玉川工務店	玉川 健一	宇和島市柿原乙219	平成19年6月12日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-18)第15964号	平成18年6月16日	三宝ハウジングカスタム(株)	藤内 幹介	松山市高岡町860-25	平成19年6月13日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第6880号	平成14年10月3日	大木建材	白石 義博	新居浜市西の土居町2-16-21	平成19年6月14日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第1803号	平成14年10月26日	(有)泉野建設	泉野アヤコ	宇和島市三間町波岡672	平成19年6月15日	土木工事業	建設業の廃止
(般-18)第7776号	平成18年8月3日	やまみち住宅	山本 道男	西宇和郡伊方町中浦甲41	平成19年6月18日	建築工事業	建設業の廃止
(特-18)第2193号	平成18年12月25日	(株)吉岡組	吉岡 秀男	四国中央市金田町金川764	平成19年6月20日	土木工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-17)第5249号	平成17年5月23日	赤瀬配管工業所	赤瀬 幹夫	今治市伯方町木浦甲988-3	平成19年6月21日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般-17)第5985号	平成18年3月9日	高田建築	高田 尅美	宇和島市天神町8-25	平成19年6月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般-15)第14131号	平成15年10月28日	合田鉄工	合田 俊和	四国中央市豊岡町大町2349	平成19年6月22日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(特-18)第1918号	平成19年1月17日	八幡浜建設(株)	新地 保彦	八幡浜市五反田1-56-1	平成19年6月27日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第1923号	平成14年11月6日	松浦工務店	松浦 栄	宇和島市大浦甲251-7	平成19年6月27日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1274号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年7月20日

波止浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智忍

今治市大西町脇甲1032番地1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市小浦町一丁目丁 434 番 2 から同 447 番 2 までの地先
公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線及び16点と1
点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D.L.+3.94メートル)
の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市大字大浜字大谷戊 110 番地内の国土地理院
「小浦」三等三角点)は、北緯34度06分47.1397秒、東経 1
32度58分34.0141秒の地点

1 点は、基点から真北 243 度47分21秒457.49メートルの地
点

2 点は、1 点から真北 267 度15分06秒 14.64 メートルの地
点

3 点は、2 点から真北 357 度15分10秒8.70メートルの地点

4 点は、3 点から真北87度12分10秒0.31メートルの地点

5 点は、4 点から真北 357 度15分13秒 27.05 メートルの地
点

6 点は、5 点から真北 267 度23分51秒0.31メートルの地点

7 点は、6 点から真北 357 度15分04秒2.77メートルの地点

8 点は、7 点から真北87度15分08秒 53.88 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 177 度16分25秒0.02メートルの地点

10 点は、9 点から真北87度15分06秒 34.71 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 357 度49分16秒 30.64 メートルの地
点

12 点は、11 点から真北 267 度42分34秒0.03メートルの地点

13 点は、12 点から真北 357 度49分16秒9.60メートルの地点

14 点は、13 点から真北 267 度51分13秒0.67メートルの地点

15 点は、14 点から真北 357 度49分18秒 17.10 メートルの地
点

16 点は、15 点から真北82度17分21秒 14.45 メートルの地点

ウ 面積

1,834.38平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市小浦町一丁目丁 434 番 2 から同 447 番 2 までの地内
及び地先公有水面

イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA
点を結んだ線により囲まれた区域

基点(今治市大字大浜字大谷戊 110 番地内の国土地理院
「小浦」三等三角点)は、北緯34度06分47.1397秒、東経 1
32度58分34.0141秒の地点

A 点は、基点から真北 240 度19分23秒465.84メートルの地
点

B 点は、A 点から真北 266 度50分14秒105.00メートルの地
点

C 点は、B 点から真北 357 度48分25秒125.32メートルの地
点

D 点は、C 点から真北86度31分08秒184.14メートルの地点

E 点は、D 点から真北92度58分02秒3.50メートルの地点

F 点は、E 点から真北82度12分24秒 32.64 メートルの地点

G 点は、F 点から真北84度29分15秒 12.44 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 174 度15分04秒 41.69 メートルの地
点

I 点は、H 点から真北 176 度11分34秒 33.87 メートルの地
点

J 点は、I 点から真北 268 度15分15秒129.83メートルの地
点

ウ 面積

22,487.32平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 出願年月日

平成19年 7月 9日

○愛媛県告示第1275号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第
14条第1項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量を実
施する旨の通知があった。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 公共測量

(長浜都市計画事業大和(郷)土地区画整理事業出
来形確認測量)

2 作業期間 平成19年 7月20日から

平成20年 3月21日まで

3 作業地域 大洲市長浜町下須戒

○愛媛県告示第1276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋1782番2 から 同市河辺町三嶋1776番まで	平成19年 7月20日

○愛媛県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町高田甲792番 2 から 同市津島町高田甲851番 3 地先まで	平成19年 7月20日

○愛媛県告示第1278号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第21号 平成19年 7月 4日	東温市志津川字法條道甲1910番 1 及び甲1912番 2	東温市牛淵802番地 藤 田 佐 代 子

○愛媛県告示第1279号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第77条の21第 2 項の規定により指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成15年 6 月愛媛県告示第1344号）の一部を次のように改正し、平成19年 7月21日から施行する。

平成19年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 名称及び住所 株式会社愛媛建築住宅センター 愛媛県松山市宮田町186番地 4			1 名称及び住所 株式会社愛媛建築住宅センター 愛媛県松山市千舟町六丁目 4 番地 2		
4 確認検査の業務を行う事務所の所在地			4 確認検査の業務を行う事務所の所在地		
名 称	事務所の所在地	確認検査の業務を行う区域	名 称	事務所の所在地	確認検査の業務を行う区域
本 社	愛媛県松山市宮田町 186番地 4	愛媛県の全域	本 社	愛媛県松山市千舟町 六丁目 4 番地 2	愛媛県の全域
省略			省略		

○愛媛県告示第1280号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第77条の35の 5 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成19年 6 月愛媛県告示第1279号）の一部を次のように改正し、平成19年 7月21日から施行する。

示第1172号)の一部を次のように改正し、平成19年7月21日から施行する。

平成19年7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前													
1 名称及び住所 株式会社愛媛建築住宅センター <u>愛媛県松山市宮田町186番地 4</u>		1 名称及び住所 株式会社愛媛建築住宅センター <u>愛媛県松山市千舟町六丁目 4 番地 2</u>													
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 社</td> <td><u>愛媛県松山市宮田町186番地 4</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所の所在地	本 社	<u>愛媛県松山市宮田町186番地 4</u>	省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 社</td> <td><u>愛媛県松山市千舟町六丁目 4 番地 2</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所の所在地	本 社	<u>愛媛県松山市千舟町六丁目 4 番地 2</u>	省略		
名 称	事務所の所在地														
本 社	<u>愛媛県松山市宮田町186番地 4</u>														
省略															
名 称	事務所の所在地														
本 社	<u>愛媛県松山市千舟町六丁目 4 番地 2</u>														
省略															

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年7月3日	特定非営利活動法人 農業で古里創りNPO	植 木 利 勝	松山市本町六丁目6番7号	この法人は、不特定多数の人々を対象に、耕作放棄地の有効活用や過疎農村問題を中心とした、都市生活者と農村住民との交流活動などを展開し、日本人の原点である農村の原風景や文化、地域社会問題にも目を向けながら、楽しい農業の出来るまちづくりの支援活動を行うことによって、地域の活性化を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成19年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成19年7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成19年10月3日（水）午前9時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜地方局
	平成19年10月4日（木）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成19年10月5日（金）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成19年10月10日（水）午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター
	平成19年10月15日（月）午前9時	宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島地方局
	平成19年10月30日（火）午前9時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
	平成19年11月6日（火）午前9時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター

	平成19年11月22日(木)午前9時	西条市喜多川796番地1 愛媛県西条地方局
	平成19年11月26日(月)午後1時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
(2) 石油コンビナート等災害防止法(昭和60年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成19年10月4日(木)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成19年11月7日(水)午前9時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター
	平成19年11月26日(月)午前9時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成19年11月27日(火)午前9時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成19年11月30日(金)午後1時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成19年10月3日(水)午後1時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成19年10月5日(金)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成19年10月15日(月)午後1時	宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島地方局
	平成19年10月30日(火)午後1時	四国中央市妻島町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
	平成19年11月6日(火)午後1時	今治市南宝来町一丁目9番地8 今治市総合福祉センター
	平成19年11月22日(木)午後1時	西条市喜多川796番地1 愛媛県西条地方局
	平成19年11月27日(火)午後1時30分	新居浜市繁本町8番65号 新居浜市市民文化センター

2 受講申請書の提出期間

平成19年9月1日から各講習開催日の2日前まで(必着)

但し、受講申請書を提出した危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、平成19年9月1日から各講習開催日の5日前までとする。

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 請求先

各市危険物安全協会、各地区危険物安全協会、各消防本部、各地方局総務県民部県民生活課

(2) 提出先

各市危険物安全協会、各地区危険物安全協会

なお、受講申請書を提出した危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、返信用封筒(住所氏名を記入し80円切手を貼ったもの)を添えて提出すること。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第8号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年7月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

表愛媛県公立学校教員採用選考試験の項口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容の欄中「、学業成績の得点」を削り、「第2次選考試験の」の下に「筆記試験及び面接試験の」を加える。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年7月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1 218 374
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24 368
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1

を乗じて得た数とを合算して得た数 269,729

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	44,453	14,818
南 宇 和 郡	22,763	7,588
松山市・上浮穴郡	428,956	138,160
今治市・越智郡	153,056	51,019
宇和島市・北宇和郡	89,951	29,984
八幡浜市・西宇和郡	45,132	15,044
新 居 浜 市	103,874	34,625
西 条 市	94,659	31,553
大洲市・喜多郡	58,364	19,455
伊 予 市	33,139	11,047
四 国 中 央 市	77,510	25,837
西 予 市	38,028	12,676
東 温 市	28,489	9,497